

令和3年度 市・府民税の主な税制改正

☎ 税務室 ☎892-0121

給与所得控除の改正

- ▷ 給与所得控除額が10万円引き下げられます。
- ▷ 控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

公的年金等控除の改正

- ▷ 公的年金等控除額が10万円引き下げられます。
- ▷ 公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に195.5万円の上限が設定されます。
- ▷ 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられます。

基礎控除額の改正

- ▷ 基礎控除を10万円引き上げます。
- ▷ 合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で減少し、2,500万円超の場合は適用外とします。

合計所得金額	基礎控除	
	改正後	改正前
2,400万円以下	43万円	33万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	なし	

扶養控除・非課税基準の所得金額要件の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により、扶養親族および非課税基準の合計所得金額要件も見直されます。各要件は下表のとおりです。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	合計所得金額48万円以下	合計所得金額38万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額48万円超133万円以下	合計所得金額38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額75万円以下	合計所得金額65万円以下
障害者・未成年者・ひとり親および寡婦に対する非課税措置の合計所得金額	合計所得金額135万円以下	合計所得金額125万円以下
家内労働者特例(必要経費の最低保証額)	55万円	65万円
均等割の非課税限度額の合計所得金額(※1)	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の合計数)+21万円(※)+10万円	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の合計数)+21万円(※)
所得割の非課税限度額の総所得金額等の合計額(※2)	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の合計数)+32万円(※)+10万円	35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の合計数)+32万円(※)
	※上記21万円及び32万円は、同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む)が有る場合のみ適用	

(※1) 「合計所得金額」とは、申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含む全ての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用前の金額です。

(※2) 「総所得金額等の合計額」とは、申告分離課税分を含む全ての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用後の金額です。

ひとり親控除の創設と寡夫控除の改正

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設定されます。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です。

【改正後の控除】

配偶者関係	本人が女性		本人が男性		未婚のひとり親
	死別	離婚	死別・離婚	離婚	
合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
子を扶養	30万円 (ひとり親控除)	—	30万円 (ひとり親控除)	—	30万円 (ひとり親控除)
子以外を扶養	26万円 (寡婦控除)	—	26万円 (寡婦控除)	—	—
扶養親族なし	26万円 (寡婦控除)	—	—	—	—

所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。なお、下記の①・②両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

① 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

▷ 所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

② 給与収入と公的年金等の収入がどちらも有り、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合

▷ 所得金額調整控除額 = (給与所得(上限10万円) + 公的年金等雑所得(上限10万円)) - 10万円

市・府民税の申告

☎ 税務室 ☎892-0121

令和3年度、市・府民税の申告(令和2年中の所得に基づく申告)の受付を行います。この申告は、課税証明書発行や国民健康保険の算定などの資料にもなります。令和2年中に課税される所得がなかった人でも、必要な場合は申告してください。

※ 郵送での申告も受け付けます。(〒576-8501〈住所記入不要〉 税務室市民税係)

※ 所得税の確定申告をした人は市・府民税の申告をする必要はありません。

日時 2/16(火)～3/15(月)9:30～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

場所 市役所別館3階 小会議室

申告に必要なもの

▷ 市・府民税申告書(申告会場にも用意しています)

▷ 印鑑

▷ 給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費がわかる明細書など

▷ 生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、医療費の明細書など

▷ マイナンバー通知カードなどの番号確認書類(本人と扶養親族の方も必要です)および本人確認書類(運転免許証など)またはマイナンバーカード